

取引資格追加取得手続きの届出制への変更等に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1.	業務規程の一部改正新旧対照表	1
2.	受託契約準則の一部改正新旧対照表	12
3.	市場取引監視委員会規程の一部改正新旧対照表	26
4.	自主規制委員会規則の一部改正新旧対照表	27
5.	清算・決済規程の一部改正新旧対照表	28
6.	取引参加料等に関する細則の一部改正新旧対照表	29
7.	システム売買実施細則の一部改正新旧対照表	31
8.	ギブアップ細則の一部改正新旧対照表	34
9.	立会外取引実施細則の一部改正新旧対照表	35
10.	EFP取引及びEFS取引実施細則の一部改正新旧対照表	38
11.	エネルギー最終決済価格決定細則の一部改正新旧対照表	41
12.	エネルギー受渡細則の一部改正新旧対照表	42
13.	中京石油受渡細則の一部改正新旧対照表	43
14.	ADP実施細則の一部改正新旧対照表	44
15.	取引参加者に関する施行細則の一部改正新旧対照表	45
16.	ストップロス取引実施細則の一部改正新旧対照表	47
17.	取引参加者に対する監査に関する細則の一部改正新旧対照表	48
18.	電力におけるインサイダー規制に関する細則の一部改正新旧対照表	49
19.	エネルギー市場ヘッジ玉取扱要領の一部改正新旧対照表	50
20.	EFF取引実施細則を廃止する規則	51

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(市場管理細則等)	(市場管理細則等)
第3条 (略)	第3条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
(削る)	<u>5 本業務規程に定めるもののほか、E F F取引に関し必要な事項は、E F F取引実施細則をもって定める。</u>
<u>5</u> (略)	<u>6</u> (略)
<u>6</u> (略)	<u>7</u> (略)
<u>7</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>8</u> (略)	<u>9</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>10</u> (略)
<u>10</u> (略)	<u>11</u> (略)
<u>11</u> (略)	<u>12</u> (略)
<u>12</u> (略)	<u>13</u> (略)
<u>13</u> (略)	<u>14</u> (略)
<u>14</u> (略)	<u>15</u> (略)
(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)	(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前2項の規定にかかわらず、立会外取引、E F P取引 <u>及びE F S取引</u> の呼値の単位は、各細則に定めるものとする。	3 前2項の規定にかかわらず、立会外取引、E F P取引、 <u>E F S取引及びE F F取引</u> の呼値の単位は、各細則に定めるものとする。
(個別競争売買)	(個別競争売買)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 次の各号に掲げる单一約定方式による個別競争売買（以下「板合わせ」という。）においては、売注文の競合、買注文の競合及び売注文と買注文の争合により、最も高い値段を指定した売買注文の値段に呼値の単位の1単位加算した値段から、最も低い値段を指定した売買注文の値段に呼値の単位の1単位減算した値段までの間であって、売注文の合計数量と買注文の合計数量が最大となるとき、当該値段を約定値段とし、次条に定める売買注文の順位に従って対当する売買注文の間に取引を成立させるものとする。	2 次の各号に掲げる单一約定方式による個別競争売買（以下「板合わせ」という。）においては、売注文の競合、買注文の競合及び売注文と買注文の争合により、最も高い値段を指定した売買注文の値段に呼値の単位の1単位加算した値段から、最も低い値段を指定した売買注文の値段に呼値の単位の1単位減算した値段までの間であって、売注文の合計数量と買注文の合計数量が最大となるとき、当該値段を約定値段とし、次条に定める売買注文の順位に従って対当する売買注文の間に取引を成立させるものとする。
(1) 寄付板合わせ（立会開始時の板合わせをいう。以下同じ。）	(1) 寄付板合わせ（立会開始時の板合わせをいう。以下同じ。）の約定値段
(2) 引板合わせ（立会終了時の板合わせをいう。以下同じ。）	(2) 引板合わせ（立会終了時の板合わせをいう。以下同じ。）の約定値段

(3) 第9条、第97条、第100条及び第101条の規定により、臨時に立会を停止した場合の立会再開時又は臨時に立会を行う場合の立会開始時の板合させ

(4) 第10条の規定により、立会を一時中断した場合の立会再開時の板合させ

3 (略)

第25条 削除

(ギブアップ)

第28条 ギブアップとは、第20条、第26条、第35条及び第38条の規定により売買約定が成立した後、当該売買約定を成立させた取引参加者（以下この条から第32条までにおいて「付替元取引参加者」という。）の売買約定の全部又は一部について、他の取引参加者（以下この条から第32条までにおいて「付替先取引参加者」という。）の売買約定が成立したものとして付替えること（前条の規定による場合を除く。）をいう。

2・3 (略)

(テイクアップ申出等)

第30条 前条第2項の規定により通知を受けた付替先取引参加者は、当該通知に係る売買約定が成立した計算区域の日中立会終了後のギブアップ細則に定める期限までに、次の各号に掲げる申出のいずれかを、当社に対して行うものとする。

(1) 通知に係る売買約定のギブアップ申出を引き受ける場合にはその旨の申出（以下「テイクアップ申出」という。）

(2) 通知に係る売買約定のギブアップ申出を引き受けない場合にはその旨の申出（以下「テイクアップ拒否の申出」という。）

2 前項に規定する期限までに同項各号の申出が行われない場合には、当社は、当該付替先取引参加者により、テイクアップ拒否の申出を受けたものとみなす。

(3) 第9条、第97条、第100条及び第101条の規定により、臨時に立会を停止した場合の立会再開時又は臨時に立会を行う場合の立会開始時の約定値段

(4) 第10条の規定により、立会を一時中断した場合の立会再開時の約定値段

3 (略)

(委託区分訂正)

第25条 取引参加者は、第20条、第27条及び第28条の規定により成立した売買約定の全部又は一部について、システム売買実施細則に定めるところにより、委託区分の訂正を当社に対し行うことができる。

(ギブアップ)

第28条 ギブアップとは、第20条及び第26条の規定により売買約定が成立した後、当該売買約定を成立させた取引参加者（以下第32条までにおいて「付替元取引参加者」という。）の売買約定の全部又は一部について、他の取引参加者（以下第32条までにおいて「付替先取引参加者」という。）の売買約定が成立したものとして付替えること（前条の規定による場合を除く。）をいう。

2・3 (略)

(テイクアップ申出)

第30条 付替先取引参加者は、前条第2項に基づく通知を受けた売買約定のギブアップ申出を引き受ける場合には、その旨の申出（以下「テイクアップ申出」という。）を当該売買約定が成立した計算区域の日中立会終了後のギブアップ細則に定める期限までに当社に行うものとする。

2 当社は、テイクアップ申出を受けた場合には、その旨をギブアップ申出を行った付替元取引参加者に通知するものとする。

3 当社は、付替先取引参加者から第1項の規定に基づくテイクアップ申出がなされなかった場合には、ギブアップ申出に係る売買約定の引受けを拒否したものとみなし、ギブアップは成立しないものとする。

3 当社は、付替先取引参加者からテイクアップ申出又はテイクアップ拒否の申出を受けた場合（前項又は次条第2項の規定によりテイクアップ拒否の申出を受けたものとみなされる場合を含む。）には、その旨を、ギブアップ申出を行った付替元取引参加者に通知するものとする。

（ギブアップ申出並びにテイクアップ申出及びテイクアップ拒否の申出の特例）

第31条 第29条第1項及び前条第1項の規定にかかるわらず、付替元取引参加者及び付替先取引参加者は、当社が認めた場合には、ギブアップ申出並びにテイクアップ申出及びテイクアップ拒否の申出の対象となる売買約定が成立した計算区域の3営業日後のギブアップ細則に定める時限までに当社にギブアップ申出並びにテイクアップ申出及びテイクアップ拒否の申出を行うことができる。

2 前項に規定する時限までにテイクアップ申出又はテイクアップ拒否の申出が行われない場合には、当社は、当該付替先取引参加者により、テイクアップ拒否の申出を受けたものとみなす。

（ギブアップの取消し）

第32条 付替元取引参加者及び付替先取引参加者は、当社が認めた場合には、ギブアップ申出及びテイクアップ申出（以下「ギブアップ申出等」という。）の取消しの申出を行うことができる。当該申出は、付替元取引参加者及び付替先取引参加者がギブアップ申出等の取消しの対象となる売買約定が成立した計算区域の3営業日後のギブアップ細則に定める時限までに当社に行うものとする。

2・3 (略)

（立会外取引の一時中断）

第37条 当社は、第10条の規定に基づき、システム売買実施細則第15条第1項第3号に定めるところにより立会の一時中断を行う場合、当該立会の一時中断を行う間、当該立会の一時中断を行う上場商品構成品（電力にあっては、第14条に規定する現金決済先物取引の対象。）に係る立会外取引を一時中断する。

（ギブアップ申出及びテイクアップ申出の特例）

第31条 第29条第1項及び前条第1項の規定にかかるわらず、付替元取引参加者及び付替先取引参加者は、当社が認めた場合には、ギブアップ申出等（ギブアップ申出及びテイクアップ申出をいう。以下同じ。）の対象となる売買約定が成立した計算区域の3営業日後のギブアップ細則に定める時限までに当社にギブアップ申出等を行うことができる。

2 当社は、付替先取引参加者から前項の規定に基づくテイクアップ申出がなされなかった場合には、ギブアップ申出に係る売買約定の引受けを拒否したものとみなし、ギブアップは成立しないものとする。

（ギブアップの取消し）

第32条 付替元取引参加者及び付替先取引参加者は、当社が認めた場合には、ギブアップ申出等の取消しの申出を行うことができる。当該申出は、付替元取引参加者及び付替先取引参加者がギブアップ申出等の取消しの対象となる売買約定が成立した計算区域の3営業日後のギブアップ細則に定める時限までに当社に行うものとする。

2・3 (略)

（E F F 取引による売買）

第37条 E F F 取引とは、現物先物取引及び現金決済先物取引において、ある上場商品構成品（電力を除く。）の取引について、同一価格により、同一限月、かつ、同一数量の売注文及び買注文につき、当該売買約定を成立させ、同時に同じ上場商品構成品の取引を、同一価格により、同一限月、かつ、同一数量の売注

文及び買注文につき、当該売買約定を成立させる取引をいう。

- 2 E F F 取引の申出は、E F F 取引実施細則に定めるところにより、取引参加者端末に入力して行うものとする。
- 3 前項の申出は、売付け又は買付けのいずれか一方の申出とこれと対当させるために行われた申出とが合致したときに成立するものとする。
- 4 当社は、第1項のE F F 取引について、適当でないと認めるときは、これを取り消すことができる。
- 5 当社は、第1項のE F F 取引が成立したとき又は前項の規定による取消しを行ったときは、遅滞なく当該申出を行った取引参加者に対し、通知するものとする。
- 6 取引参加者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。
- 7 当社は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他の事由により、第5項に規定する通知に遅延、欠落その他の不備が生じていることを知った場合には、当社がその都度定めるところにより、当社において成立した取引の内容を改めて第2項の申出を行った取引参加者に通知するものとする。

(E F P 取引及びE F S 取引による売買)

第38条 取引参加者は、E F P 取引及びE F S 取引実施細則に定めるところにより、次の各号の取引について事前に当社に申し出て、次項第1号の承認を受けたものについては、第3項の申出を行うことができる。

(1) 現物先物取引及び現金決済先物取引において、現物取引（E F P 取引及びE F S 取引実施細則に定める上場商品構成品と交換可能な商品現物型E T F を含む。以下同じ。）の売買契約を締結した取引参加者又は委託者等が、現物取引の売契約者の当社における買付注文と、現物取引の買契約者の当社における売付注文を、同一価格において、同一限月、かつ、同一数量につき、当該注文の売買約定を成立させる取引（以下「E F P 取引」という。）

(E F F 取引の停止)

第38条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、E F F 取引の全部又は一部を停止することができる。

- (1) E F F 取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他市場の状況を勘案し、E F F 取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (2) 第9条の規定により臨時に立会を停止した場合
- (3) 前2号のほか、当社が必要と認める場合

- (2) 現物先物取引及び現金決済先物取引において、現物取引の売買契約に付随する変動価格と固定価格を交換する取引（以下「スワップ取引」という。）の契約を締結した取引参加者又は委託者等が、固定価格の売契約者の当社における買付注文と、固定価格の買契約者の当社における売付注文を、同一価格において、同一限月、かつ、同一数量につき、当該注文の売買約定を成立させる取引（以下「EFS取引」という。）
- 2 EFP取引又はEFS取引（以下「EFP取引等」という。）の事前申出、事前承認等は、次のとおり行うものとする。
- (1) 取引参加者は、EFP取引等を行おうとするときは、EFP取引及びEFS取引実施細則に定めるところにより事前に当社に申し出て、その承認を受けるものとする。
- (2) 前号の申出を行った取引参加者は、当該申出の訂正又は取り消しを行うことができない。
- (3) 当社は、第1号の申出について、支障がないと認めるときは、これを承認するものとする。
- (4) 当社は、第1号の承認について、遅滞なく当該申出を行った取引参加者に対し、通知するものとする。
- 3 前項の事前承認を受けた取引参加者は、EFP取引及びEFS取引実施細則に定めるところにより、取引参加者端末に入力してEFP取引等に係る申出を行うものとする。
- 4 前項の申出は、売付け又は買付けのいずれか一方の申出とこれと対当させるために行われた申出とが合致したときに成立するものとする。
- 5 当社は、第3項の申出が成立したときは、遅滞なく当該申出を行った取引参加者に対し、通知するものとする。
- 6 取引参加者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。
- 7 当社は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他の事由により、第5項に規定する通知に遅延、欠落その他の不備が生じていることを知った場合には、当社がその都度定めるところにより、当社において成立した取引の内容を改めて

第3項の申出を行った取引参加者に通知するものとする。

(EFP取引等の取引の停止)

第39条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、EFP取引等の全部又は一部を停止することができる。

- (1) EFP取引等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他市場の状況を勘案し、EFP取引等を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (2) 第9条の規定により臨時に立会を停止した場合
- (3) 前2号のほか、当社が必要と認める場合

(EFP取引及びEFS取引による売買)

第39条 取引参加者は、EFP取引及びEFS取引実施細則に定めるところにより、次の各号の取引について事前に当社に申し出て、次項第1号の承認を受けたものについては、第3項の申出を行うことができる。

(1) 現物先物取引及び現金決済先物取引において、現物取引（EFP取引及びEFS取引実施細則に定める上場商品構成品と交換可能な商品現物型ETFを含む。以下同じ。）の売買契約を締結した取引参加者又は委託者等が、現物取引の売契約者の当社における買付注文と、現物取引の買契約者の当社における売付注文を、同一価格において、同一限月、かつ、同一数量につき、当該注文の売買約定を成立させる取引（以下「EFP取引」という。）

(2) 現物先物取引及び現金決済先物取引において、現物取引の売買契約に付随する変動価格と固定価格を交換する取引（以下「スワップ取引」という。）の契約を締結した取引参加者又は委託者等が、固定価格の売契約者の当社における買付注文と、固定価格の買契約者の当社における売付注文を、同一価格において、同一限月、かつ、同一数量につき、当該注文の売買約定を成立させる取引（以下「EFS取引」という。）

2 EFP取引又はEFS取引（以下「EFP取引等」という。）の事前申出、事前承認等は、次のとおり行うものとする。

(1) 取引参加者は、EFP取引等を行おうとするときは、EFP取引及びEFS取引実施細則に定めるところにより事前に当社に申し出て、その承認を受けるものとする。

(2) 前号の申出を行った取引参加者は、当該申出の訂正又は取り消しを行うことができない。

(3) 当社は、第1号の申出について、支障がないと認めるときは、これを承認するものとする。

- (4) 当社は、第1号の承認について、遅滞なく当該申出を行った取引参加者に対し、通知するものとする。
- 3 前項の事前承認を受けた取引参加者は、EFP取引及びEFS取引実施細則に定めるところにより、取引参加者端末に入力してEFP取引等に係る申出を行うものとする。
- 4 前項の申出は、売付け又は買付けのいずれか一方の申出とこれと対当させるために行われた申出とが合致したときに成立するものとする。
- 5 当社は、第3項の申出が成立したときは、遅滞なく当該申出を行った取引参加者に対し、通知するものとする。
- 6 取引参加者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。
- 7 当社は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他の事由により、第5項に規定する通知に遅延、欠落その他の不備が生じていることを知った場合には、当社がその都度定めるところにより、当社において成立した取引の内容を改めて第3項の申出を行った取引参加者に通知するものとする。

(EFP取引及びEFS取引の一時中断)

第40条 当社は、第10条の規定に基づき、システム売買実施細則第15条第1項第3号に定めるところにより立会の一時中断を行う場合、当該立会の一時中断を行う間、当該立会の一時中断を行う上場商品構成品（電力にあっては、第14条に規定する現金決済先物取引の対象。）に係るEFP取引及びEFS取引を一時中断する。

第41条及び第42条 削除

第40条及び第41条 削除

(EFP取引等の取引の停止)

第42条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、EFP取引等の全部又は一部を停止することができる。

- (1) EFP取引等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他市場の状況を勘案し、EFP取引等を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (2) 第9条の規定により臨時に立会を停止した場合

(当月限建玉の決済方法)
第77条 第75条に規定する最終決済日における全ての建玉について、前条に規定する最終決済価格をもって、決済を行う。

(総取引高等の通知及び公表)
第96条 当社は、毎営業日、当社の市場における取引について、次に掲げる事項につき、速やかに、取引参加者に対して電子情報媒体を通じて通知し、公表するものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当社が必要と認めた場合は、書面により行う。

- (1)・(2) (略)
- (3) 直前の計算区域の立会外取引等
(立会外取引、EFP取引、EFS取引及びストップロス取引をいう。以下この条において同じ。)により成立した取引の種類別、上場商品構成品別及び限月別の総取引高
- (4) (略)

(取引資格の取得の申請)
第108条 新たに当社の取引資格(当社の市場において上場商品構成品の取引を行うための当該上場商品構成品ごとの資格をいう。以下同じ。)を取得しようとする者は、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより申請書に所要の事項を記載して、当社に提出しなければならない。

2 前項の申請には、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資格取得しようとする市場の上場商品構成品につき、第104条に掲げる要件を備える旨の誓約書及びこれを証する書面
- (2)～(5) (略)

(取引資格の取得の審査及び承認)
第109条 (略)
2 (略)
3 当社は、第1項の規定に基づき、取引資格取得を承認したときは、各取引参加者にその旨を通知する。

(3) 前2号のほか、当社が必要と認める場合

(当月限建玉の決済方法)
第77条 第75条に規定する最終決済日における全ての建玉について、前条に規定する最終決済価格をもって、転売又は買戻ししたものとみなし、売買約定を結了するものとする。

(総取引高等の通知及び公表)
第96条 当社は、毎営業日、当社の市場における取引について、次に掲げる事項につき、速やかに、取引参加者に対して電子情報媒体を通じて通知し、公表するものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当社が必要と認めた場合は、書面により行う。

- (1)・(2) (略)
- (3) 直前の計算区域の立会外取引等
(立会外取引、EFP取引、EFS取引、EFF取引及びストップロス取引をいう。以下この条において同じ。)により成立した取引の種類別、上場商品構成品別及び限月別の総取引高
- (4) (略)

(取引資格の取得の申請)
第108条 新たに当社の取引資格を取得しようとする者は、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより申請書に所要の事項を記載して、当社に提出しなければならない。

2 前項の申請には、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資格取得しようとする市場の上場商品につき、第104条に掲げる要件を備える旨の誓約書及びこれを証する書面
- (2)～(5) (略)

(取引資格の取得の審査及び承認)
第109条 (略)
2 (略)
(新設)

(取引資格取得の日)

第112条 (略)

- 2 当社は、前項の規定により取引資格を取得した取引参加者に取引参加者証を交付するとともに、その者の氏名又は商号及び法人取引参加者にあっては取引参加者代表者の氏名を公表する。

(取引資格の追加)

第114条 取引参加者は、取引資格を追加取得しようとするときは、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、その旨を当社に届け出なければならぬ。

(削る)

(削る)

- 2 前項の場合において、取引参加者は、追加しようとする市場の上場商品構成品につき、第105条第2項各号に掲げる取引参加者として届け出ようとするときは、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、第104条第1号に掲げる要件を備える旨の誓約書及びこれを証する書面を当社に提出しなければならない。

- 3 当社は、第1項の規定による届出を受理したときは、各取引参加者にその旨を通知する。

(取引資格の追加取得手続き)

第114条の2 取引参加者は、前条第1項の届出（以下「取引資格の追加取得届出」という。）が受理された日から30日以内（当社が特に必要と認めた場合は、当社が指定する期間内）に、次に掲げる手続きを履行しなければならない。

- (1) 取引資格取得料の納入（取引資格を有しない市場の上場商品構成品に係る取引資格を追加取得する場合に限る。）

- (2) 信認金及び取引参加者保証金の預託（信認金にあっては取引資格を有

(取引資格取得の日)

第112条 (略)

- 2 当社は、前項の規定により取引資格を付与したときは、取引資格を取得した取引参加者に取引参加者証を交付するとともに、その者の氏名又は商号及び法人取引参加者にあっては取引参加者代表者の氏名を公表する。

(取引資格の追加)

第114条 取引参加者は、当社の市場において取引する市場（エネルギー市場及び中京石油市場にあっては、取引をしようとする上場商品構成品の全部又は一部を含む。）の取引資格を追加取得しようとするときは、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより申請書に所要の事項を記載して、これに次に掲げる書類を添付して、当社に提出しなければならない。

- (1) 追加しようとする市場の上場商品につき、第104条に掲げる要件を備える旨の誓約書及びこれを証する書面

- (2) その他当社が必要と認める書面

- 2 当社は、前項の規定による申請を受理したときは、審査を行い、承認又は不承認を決定する。

- 3 第110条及び第112条の規定は、前2項の規定による取引資格の追加取得について準用する。

(新設)

- しない市場の上場商品構成品に係る取引資格を追加取得する場合に限り、取引参加者保証金にあっては預託額に不足が発生する場合に限る。)
- (3) 取引参加者に関する施行細則に定める取引資格の追加取得手続
- 2 取引資格の追加取得届出が、他の取引参加者との合併又は他の取引参加者から
の相続、分割若しくは事業譲渡によるものである場合においては、前項の規定に
かかわらず、取引資格取得料の納入を要しない。
- 3 取引資格を追加取得しようとする取引参加者が第1項に定める手続きを期日までに履行しないときは、その取引資格の追加取得届出を取り下げたものとみなす。
- 4 第111条の規定は、第1項第1号の取引資格取得料について準用する。

(取引資格追加取得の日)

- 第114条の3 取引参加者は、前条第1項の規定による手続きを完了した日以降の日で、当社が定める日に取引資格の追加取得届出に係る取引資格を追加取得する。
- 2 当社は、前項の規定により取引資格を追加取得した取引参加者に取引参加者証を交付するとともに、その者の氏名又は商号及び法人取引参加者にあっては取引参加者代表者の氏名を公表する。

(取引資格の喪失届出等の通知及び公表)

- 第117条 当社は、前条第2項の規定により届出を受理した場合、遅滞なく、その者の氏名又は商号並びに喪失を予定する市場及び喪失予定日を各取引参加者に通知し、公表する。
- 2 当社は、前条第3項の規定による取引資格の喪失届出の取り下げ、又は喪失予定日の延長の届出を受理した場合、遅滞なく、その旨を各取引参加者に通知し、公表する。
- 3 当社は、取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失したときは、遅滞なく、その旨を公表する。

(取引参加者の地位の承継)

- 第127条 (略)
- 2・3 (略)

(新設)

(取引資格の喪失届出等の公表)

- 第117条 当社は、前条第2項の規定により届出を受理した場合、遅滞なく、その者の氏名又は商号並びに喪失を予定する市場及び喪失予定日を公表する。
- 2 当社は、前条第3項の規定による取引資格の喪失届出の取り下げ、又は喪失予定日の延長の届出を受理した場合、遅滞なく、その旨を公表する。

(新設)

(取引参加者の地位の承継)

- 第127条 (略)
- 2・3 (略)

- 4 取引参加者につき合併（受託取引参加者にあっては、商品先物取引業者である法人と商品先物取引業者でない法人が合併して商品先物取引業者たる法人が存続する場合を除き、法第225条第1項の認可を受けた場合に限る。）及び全部又は一部の分割（受託取引参加者にあっては、商品先物取引業の全部又は一部を承継させる場合であって、法第225条第1項の認可を受けた場合に限る。）があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人は、取引参加者たる地位を承継する。この場合（同種の取引参加者の区分及び取引参加者である者が合併又は分割により事業を承継する場合を除く。）においては、承継した法人は、遅滞なく、第108条の規定に基づく取引資格の取得申請、第114条第1項の規定に基づく取引資格の追加取得届出又は第115条第1項の規定に基づく取引参加者の種類の変更を行わなければならない。
- 5 取引参加者が事業の全部又は一部を譲渡したとき（受託取引参加者にあっては、法第228条第1項の認可を受けた場合に限る。）は、譲受した法人は、その取引参加者の地位を承継する。この場合（同種の取引参加者の区分及び取引参加者である者が事業を譲受する場合を除く。）において、承継した法人は、遅滞なく、第108条の規定に基づく取引資格の取得申請、第114条第1項の規定に基づく取引資格の追加取得届出又は第115条第1項の規定に基づく取引参加者の種類の変更を行わなければならない。

附 則

この改正規定は、令和4年1月31日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

- 4 取引参加者につき合併（受託取引参加者にあっては、商品先物取引業者である法人と商品先物取引業者でない法人が合併して商品先物取引業者たる法人が存続する場合を除き、法第225条第1項の認可を受けた場合に限る。）及び全部又は一部の分割（受託取引参加者にあっては、商品先物取引業の全部又は一部を承継させる場合であって、法第225条第1項の認可を受けた場合に限る。）があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人は、取引参加者たる地位を承継する。この場合（同種の取引参加者の区分及び取引参加者である者が合併又は分割により事業を承継する場合を除く。）においては、承継した法人は、遅滞なく、第108条又は第114条第1項に基づき取引資格の取得申請又は第115条第1項の規定に基づき取引参加者の種類の変更を行わなければならない。
- 5 取引参加者が事業の全部又は一部を譲渡したとき（受託取引参加者にあっては、法第228条第1項の認可を受けた場合に限る。）は、譲受した法人は、その取引参加者の地位を承継する。この場合（同種の取引参加者の区分及び取引参加者である者が事業を譲受する場合を除く。）において、承継した法人は、遅滞なく、第108条又は第114条第1項に基づき取引資格の取得申請又は第115条第1項の規定に基づき取引参加者の種類の変更を行わなければならない。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(受託契約準則への準拠及び遵守) 第1条 株式会社東京商品取引所（以下「 <u>当社</u> 」という。）の開設する商品市場における取引（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第10項の商品市場における取引をいう。以下同じ。）の委託を受けること（以下「受託」という。）及び商品市場における取引の委託の取次ぎを受けることに関する契約は、この受託契約準則（以下「準則」という。）の定めるところによる。	(受託契約準則への準拠及び遵守) 第1条 株式会社東京商品取引所（以下「 <u>本所</u> 」という。）の開設する商品市場における取引（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第10項の商品市場における取引をいう。以下同じ。）の委託を受けること（以下「受託」という。）及び商品市場における取引の委託の取次ぎを受けることに関する契約は、この受託契約準則（以下「準則」という。）の定めるところによる。
2 委託者及び法第190条第1項に基づき主務大臣の許可を受けて商品市場における取引の委託を受ける <u>当社</u> の取引参加者（以下「受託取引参加者」という。）又は法第190条第1項に基づき主務大臣の許可を受けて商品市場における取引の委託の取次ぎを受ける者（以下「取次者」という。）は、この準則を遵守し、これに従って商品市場における取引の委託を処理するものとする。また、当該取次者及び当該取次者に商品市場における取引の委託の取次ぎを委託した者（以下「取次委託者」という。）は、受託取引参加者と委託者の関係に準じてこの準則を遵守し、これに従って商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するものとする。	2 委託者及び法第190条第1項に基づき主務大臣の許可を受けて商品市場における取引の委託を受ける <u>本所</u> の取引参加者（以下「受託取引参加者」という。）又は法第190条第1項に基づき主務大臣の許可を受けて商品市場における取引の委託の取次ぎを受ける者（以下「取次者」という。）は、この準則を遵守し、これに従って商品市場における取引の委託を処理するものとする。また、当該取次者及び当該取次者に商品市場における取引の委託の取次ぎを委託した者（以下「取次委託者」という。）は、受託取引参加者と委託者の関係に準じてこの準則を遵守し、これに従って商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するものとする。
3 <u>当社</u> の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、商品取引債務引受業を営むことについて法第167条に基づき主務大臣の許可を受けた商品取引清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）と、法第174条第1項に基づきクリアリング機構の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた清算参加者との間で処理するものとする。なお、非清算参加者である受託取引参加者の <u>当社</u> の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、クリアリング機構と、当該受託取引参加者が代理人として指定した清算参加者との間で当該清算取引を成立させ処理するものとする。	3 <u>本所</u> の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、商品取引債務引受業を営むことについて法第167条に基づき主務大臣の許可を受けた商品取引清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）と、法第174条第1項に基づきクリアリング機構の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた清算参加者との間で処理するものとする。なお、非清算参加者である受託取引参加者の <u>本所</u> の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、クリアリング機構と、当該受託取引参加者が代理人として指定した清算参加者との間で当該清算取引を成立させ処理するものとする。

(立会再開時等における委託注文の効力)

第6条の4 委託注文は、第6条第1項第8号に規定する委託者が指示した当該委託注文の有効期限までの間においては、当社が臨時に立会の停止を行った場合、EFP取引若しくはES取引又は立会外取引の停止を行った場合又は当該委託注文に係る売買注文の効力を失わせた場合においても、その効力を有する。ただし、当該場合に委託注文を失効させる旨の受託取引参加者と委託者との間の取決め又は委託者からの指示があるときは、この限りでない。

(当社が委託注文に係る売買注文の効力を失わせた場合における委託注文の取扱い)

第6条の5 受託取引参加者は、当社が委託注文に係る売買注文の効力を失わせた場合には、当該委託注文について改めて発注するものとする。ただし、これと異なる当該受託取引参加者と委託者との取決め若しくは委託者からの指示があるとき又は委託注文が失効しているときは、この限りでない。

(当社における取引内容の通知)

第6条の6 委託者は、当社において成立した取引の内容が業務規程第24条第1項、第35条第5項又は第38条第5項の規定により当社から受託取引参加者に対して通知されること及び当該通知に遅延、欠落その他の不備があった場合には同第24条第4項、第35条第7項又は第38条第7項の規定により当社から受託取引参加者に対して改めて通知されることを理解したうえで、受託取引参加者に対して取引を委託するものとする。

(代理人)

第8条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、クリアリング機構の業務方法書に基づき、受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者を含む。以下この項において同じ。）が委託を受けた建玉（当社の商品市場における取引に係る

(立会再開時等における委託注文の効力)

第6条の4 委託注文は、第6条第1項第8号に規定する委託者が指示した当該委託注文の有効期限までの間においては、本所が臨時に立会の停止を行った場合、EFP取引若しくはES取引、EFF取引若しくは立会外取引の停止を行った場合又は当該委託注文に係る売買注文の効力を失わせた場合においても、その効力を有する。ただし、当該場合に委託注文を失効させる旨の受託取引参加者と委託者との間の取決め又は委託者からの指示があるときは、この限りでない。

(本所が委託注文に係る売買注文の効力を失わせた場合における委託注文の取扱い)

第6条の5 受託取引参加者は、本所が委託注文に係る売買注文の効力を失わせた場合には、当該委託注文について改めて発注するものとする。ただし、これと異なる当該受託取引参加者と委託者との取決め若しくは委託者からの指示があるとき又は委託注文が失効しているときは、この限りでない。

(本所における取引内容の通知)

第6条の6 委託者は、本所において成立した取引の内容が業務規程第24条第1項、第35条第5項、第37条第5項又は第39条第5項の規定により本所から受託取引参加者に対して通知されること及び当該通知に遅延、欠落その他の不備があった場合には同第24条第4項、第35条第7項、第37条第7項又は第39条第7項の規定により本所から受託取引参加者に対して改めて通知されることを理解したうえで、受託取引参加者に対して取引を委託するものとする。

(代理人)

第8条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、クリアリング機構の業務方法書に基づき、受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者を含む。以下この項において同じ。）が委託を受けた建玉（本所の商品市場における取引に係る

決済が未了である売買約定をいう。以下同じ。) の全部又は一部について、決済不履行の場合における措置が行われた場合は、当該受託取引参加者の代理権は消滅するものとする。

(ガソリン及び灯油の受渡しによる決済)

第16条 (略)

2~4 (略)

5 受託取引参加者は、委託者が受渡しを履行しないときは、当社の商品市場における受渡しにより取得した出荷依頼書等及び受渡代金を当該委託者の計算において処分することができる。

6 受託取引参加者は、委託を受けた取引で受渡しにより決済(受渡しの一部が終了した場合を含む。)するものについて以下のとおり行うものとする。

(1) 買方である委託者に対しては、受渡日の前営業日までに当社の商品市場における受渡しにおいて受領した出荷依頼書等を交付しなければならない。

(2) 当社の商品市場における受渡しにおいてそれぞれ相違する複数枚数の受渡品の割当てを受けた場合、買方である委託者が2人以上いるときは抽せんその他の方法により受渡品を公平に配分しなければならない。

(3) 売方である委託者に対しては、当社の商品市場における受渡しにおいて受領した受渡代金及び受渡代金に係る消費税に相当する金額(以下本条において「受渡代金等」という。)について、遅滞なく交付しなければならない。

7 受渡数量と受渡品の量目との間に当社が定める範囲内で過不足が生じた場合、受託取引参加者は当該増量分若しくは当該減量分に係る受渡代金等の受払いを以下のとおり行うものとする。

(1) (略)

(2) 受渡品の量目が減量した場合

ア 買方である委託者に対して、当社の商品市場における受渡しにおいて受領した当該減量分に係る受渡代金等を受領した後、遅滞なく交付するものとする。

イ (略)

決済が未了である売買約定をいう。以下同じ。) の全部又は一部について、決済不履行の場合における措置が行われた場合は、当該受託取引参加者の代理権は消滅するものとする。

(ガソリン及び灯油の受渡しによる決済)

第16条 (略)

2~4 (略)

5 受託取引参加者は、委託者が受渡しを履行しないときは、本所の商品市場における受渡しにより取得した出荷依頼書等及び受渡代金を当該委託者の計算において処分することができる。

6 受託取引参加者は、委託を受けた取引で受渡しにより決済(受渡しの一部が終了した場合を含む。)するものについて以下のとおり行うものとする。

(1) 買方である委託者に対しては、受渡日の前営業日までに本所の商品市場における受渡しにおいて受領した出荷依頼書等を交付しなければならない。

(2) 本所の商品市場における受渡しにおいてそれぞれ相違する複数枚数の受渡品の割当てを受けた場合、買方である委託者が2人以上いるときは抽せんその他の方法により受渡品を公平に配分しなければならない。

(3) 売方である委託者に対しては、本所の商品市場における受渡しにおいて受領した受渡代金及び受渡代金に係る消費税に相当する金額(以下本条において「受渡代金等」という。)について、遅滞なく交付しなければならない。

7 受渡数量と受渡品の量目との間に本所が定める範囲内で過不足が生じた場合、受託取引参加者は当該増量分若しくは当該減量分に係る受渡代金等の受払いを以下のとおり行うものとする。

(1) (略)

(2) 受渡品の量目が減量した場合

ア 買方である委託者に対して、本所の商品市場における受渡しにおいて受領した当該減量分に係る受渡代金等を受領した後、遅滞なく交付するものとする。

イ (略)

8 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、当社の業務規程及びクリアリング機構の業務方法書を準用する。

(軽油の受渡しによる決済)

第16条の2 (略)

2 軽油の取引を受渡しにより決済を行うことができる委託者は、当社が業務規程第74条に基づく軽油の受渡しに関する通知を行うことについて承諾する旨の書面を差し入れている者（取引参加者である委託者を除く。）であって、売方については第1号に掲げる者（業務規程に基づく申告受渡を行う場合に限り、第2号に掲げるものを含む。）、買方については次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、取次委託者を除く。

(1) (略)

(2) 軽油現受渡業者（特約業者（地方税法第144条第1項第3号に規定する特約業者であり、かつ、登録特別徴収義務者である者）であって、当社が定める「軽油現受渡業者の登録に係る実施要領」に基づき当社に登録した者をいう。以下同じ。）

(3)・(4) (略)

3 前項各号に規定する者が受渡しできる枚数は、当社がエネルギー受渡細則に定める軽油の受渡しに係る上限数量を超えることができない。

4～10 (略)

(差し入れ又は預託を受けた金銭等による債務の弁済)

第18条 受託取引参加者が、委託者から差し入れ又は預託を受けた預り証拠金その他の受託取引参加者が委託者から差し入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等その他の物は、委託によって生ずる当該委託者の当社及び他の商品取引所における取引に係る債務に対し共通の担保とする。

2 受託取引参加者は、委託者から委託を受けて行う当社及び他の商品取引所における取引に係る委託者の債務につき、委託者からその弁済を受けるまでは、第12条の規定にかかわらず、前項の金銭、充用有価証券等その他の物を担保として留保する。

3～7 (略)

8 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及びクリアリング機構の業務方法書を準用する。

(軽油の受渡しによる決済)

第16条の2 (略)

2 軽油の取引を受渡しにより決済を行うことができる委託者は、本所が業務規程第74条に基づく軽油の受渡しに関する通知を行うことについて承諾する旨の書面を差し入れている者（取引参加者である委託者を除く。）であって、売方については第1号に掲げる者（業務規程に基づく申告受渡を行う場合に限り、第2号に掲げるものを含む。）、買方については次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、取次委託者を除く。

(1) (略)

(2) 軽油現受渡業者（特約業者（地方税法第144条第1項第3号に規定する特約業者であり、かつ、登録特別徴収義務者である者）であって、本所が定める「軽油現受渡業者の登録に係る実施要領」に基づき本所に登録した者をいう。以下同じ。）

(3)・(4) (略)

3 前項各号に規定する者が受渡しできる枚数は、本所がエネルギー受渡細則に定める軽油の受渡しに係る上限数量を超えることができない。

4～10 (略)

(差し入れ又は預託を受けた金銭等による債務の弁済)

第18条 受託取引参加者が、委託者から差し入れ又は預託を受けた預り証拠金その他の受託取引参加者が委託者から差し入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等その他の物は、委託によって生ずる当該委託者の本所及び他の商品取引所における取引に係る債務に対し共通の担保とする。

2 受託取引参加者は、委託者から委託を受けて行う本所及び他の商品取引所における取引に係る委託者の債務につき、委託者からその弁済を受けるまでは、第12条の規定にかかわらず、前項の金銭、充用有価証券等その他の物を担保として留保する。

3～7 (略)

(取引不成立の通知)

第20条 (略)

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、その不成立の原因が上場商品の価格が形成されない場合及び当社の業務規程に定めるところによる取引の制限によるものであるときは、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

3 (略)

(臨機の場合の措置等)

第24条 受託取引参加者は、委託を受けた取引が次の各号に掲げる場合に該当したとき又は臨機の措置が講ぜられ、転売又は買戻しにより処分するときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

(1) 関係法令又は当社の業務規程に基づき、売買立会の臨時停止若しくは臨時開始又は取引参加者の建玉数その他の制限等により取引若しくはその受託の数量が制限され、又はこれらにつき特別の規制が行われた場合

(2) 当社の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、解け合い等の臨機の措置が講ぜられた場合

(3) • (4) (略)

(5) 当社の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部について、取引の決済の結了が行われた場合

(6) 当社の業務規程に基づき、委託を受けた売買約定の全部又は一部について取消しが行われた場合

(7) 当社の業務規程に基づき、委託を受けた売買注文のうち当社が既に受け付けているものについて、効力を失わせる措置が講ぜられた場合

(8) 当社の業務規程に基づき、委託を受けた取引について、当社が市場管理上必要であると認める措置が講ぜられた場合

(市場等の廃止又は休止における措置等)

第24条の3 受託取引参加者は、委託を受けた取引について当社が上場商品の廃

(取引不成立の通知)

第20条 (略)

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、その不成立の原因が上場商品の価格が形成されない場合及び本所の業務規程に定めるところによる取引の制限によるものであるときは、当該委託者は、これに対し異議を申し立てことができない。

3 (略)

(臨機の場合の措置等)

第24条 受託取引参加者は、委託を受けた取引が次の各号に掲げる場合に該当したとき又は臨機の措置が講ぜられ、転売又は買戻しにより処分するときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てことができない。

(1) 関係法令又は本所の業務規程に基づき、売買立会の臨時停止若しくは臨時開始又は取引参加者の建玉数その他の制限等により取引若しくはその受託の数量が制限され、又はこれらにつき特別の規制が行われた場合

(2) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、解け合い等の臨機の措置が講ぜられた場合

(3) • (4) (略)

(5) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部について、取引の決済の結了が行われた場合

(6) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた売買約定の全部又は一部について取消しが行われた場合

(7) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた売買注文のうち本所が既に受け付けているものについて、効力を失わせる措置が講ぜられた場合

(8) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた取引について、本所が市場管理上必要であると認める措置が講ぜられた場合

(市場等の廃止又は休止における措置等)

第24条の3 受託取引参加者は、委託を受けた取引について本所が上場商品の廃

止若しくは休止を行うこと、取引の種類の廃止若しくは変更を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなり、当社が定めた廃止する日、休止する日又は変更する日の日中立会終了時における全建玉（これらの日が当月限納会日にあたる場合の当月限に係る建玉を除く。）について、最終約定値段によって取引の決済の結了が行われることとなったときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

（一任売買等の禁止）

第25条 受託取引参加者は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）（略）

（2）顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為（第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、第16条第4項、第16条の2第4項、第24条、第24条の2、第24条の3、前条第2項、次条第1項から第3項まで、第37条の2、第47条第2項又は第56条第3号の規定により処分する場合を除く。）

（3）（略）

2 （略）

（取引の制限等）

第26条 受託取引参加者が委託を受けた取引について、名義の如何にかかわらず、委託者（取次者（この条において外国商品先物取引業者を含む。）並びに取次者に取引の委託の取次ぎを委託し、若しくは依頼し、又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを依頼した者を含む。以下この条において「委託者等」という。）の建玉（2以上の受託取引参加者又は取次者へ委託し、委託の取次ぎを委託し、若しくは依頼し、又は委託の取次ぎの委託の取次ぎを依頼した場合はその合計）が当社の定める建玉の限度を超えることとなった場合又は超えていると当社が認めた場合には、当社の業務規程に基づく当社の指示により、受託取引参加者は、当該限度を超える建

止若しくは休止を行うこと、取引の種類の廃止若しくは変更を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなり、本所が定めた廃止する日、休止する日又は変更する日の日中立会終了時における全建玉

（これらの日が当月限納会日にあたる場合の当月限に係る建玉を除く。）について、最終約定値段によって取引の決済の結了が行われることとなったときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

（一任売買等の禁止）

第25条 受託取引参加者は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）（略）

（2）顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為（第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、第16条第4項、第16条の2第4項、第24条、第24条の2、第24条の3、前条第2項、次条第1項から第3項まで、第37条の2、第49条第4項、第47条第2項又は第56条第3号の規定により処分する場合を除く。）

（3）（略）

2 （略）

（取引の制限等）

第26条 受託取引参加者が委託を受けた取引について、名義の如何にかかわらず、委託者（取次者（この条において外国商品先物取引業者を含む。）並びに取次者に取引の委託の取次ぎを委託し、若しくは依頼し、又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを依頼した者を含む。以下この条において「委託者等」という。）の建玉（2以上の受託取引参加者又は取次者へ委託し、委託の取次ぎを委託し、若しくは依頼し、又は委託の取次ぎの委託の取次ぎを依頼した場合はその合計）が本所の定める建玉の限度を超えることとなった場合又は超えていると本所が認めた場合には、本所の業務規程に基づく本所の指示により、受託取引参加者は、当該限度を超える建

- 玉を当該委託者等の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。
- 2 受託取引参加者が委託を受けた取引について、当該取引が当社の商品市場又は当社以外の商品取引所に係る商品市場において単独で又は他人と共同して行う買占め、売崩し等公正な価格形成又は取引の円滑な決済を妨げ若しくは妨げるおそれがあると当社が認めた場合には、受託取引参加者は、当社の業務規程に基づく当社の指示により、当該委託者等に係る新規取引の受託を制限し、又は当該委託を受けた取引の全部若しくは一部を当該委託者等の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。
- 3 受託取引参加者が委託を受けた取引について、当社が公正な取引を確保するために当社の業務規程に基づき当該取引の委託者等に対して説明を求め又は資料の提出を求めたときにおいて、当該委託者等がこれを拒んだ場合には、受託取引参加者は、当社の業務規程に基づく当社の指示により、当該委託者等に係る新規取引の受託を制限し、又は当該委託を受けた取引の全部若しくは一部を当該委託者等の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。

4・5 (略)

(建玉の移管)

第27条 (略)

2~4 (略)

- 5 受託取引参加者又は取次者は、次の各号に該当した場合は、クリアリング機構の業務方法書に基づき当該受託取引参加者の委託に係る建玉を取次者の取次ぎに係る建玉として他の受託取引参加者へ、当該取次者の取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として当該受託取引参加者となる者へ、又は当社が必要と認める場合には当該建玉をその認めた者へ移管することができる。

(1)・(2) (略)

- 6 前項第1号の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、クリアリング機構に預託していた当該委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該取次者及び移管先の受託取引参加者を代理人として、前項第2号の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、クリアリング機構に預託していた当該取次委託者の取引証

玉を当該委託者等の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

- 2 受託取引参加者が委託を受けた取引について、当該取引が本所の商品市場又は本所以外の商品取引所に係る商品市場において単独で又は他人と共同して行う買占め、売崩し等公正な価格形成又は取引の円滑な決済を妨げ若しくは妨げるおそれがあると本所が認めた場合には、受託取引参加者は、本所の業務規程に基づく本所の指示により、当該委託者等に係る新規取引の受託を制限し、又は当該委託を受けた取引の全部若しくは一部を当該委託者等の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。
- 3 受託取引参加者が委託を受けた取引について、本所が公正な取引を確保するために本所の業務規程に基づき当該取引の委託者等に対して説明を求め又は資料の提出を求めたときにおいて、当該委託者等がこれを拒んだ場合には、受託取引参加者は、本所の業務規程に基づく本所の指示により、当該委託者等に係る新規取引の受託を制限し、又は当該委託を受けた取引の全部若しくは一部を当該委託者等の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。

4・5 (略)

(建玉の移管)

第27条 (略)

2~4 (略)

- 5 受託取引参加者又は取次者は、次の各号に該当した場合は、クリアリング機構の業務方法書に基づき当該受託取引参加者の委託に係る建玉を取次者の取次ぎに係る建玉として他の受託取引参加者へ、当該取次者の取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として当該受託取引参加者となる者へ、又は本所が必要と認める場合には当該建玉をその認めた者へ移管することができる。

(1)・(2) (略)

- 6 前項第1号の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、クリアリング機構に預託していた当該委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該取次者及び移管先の受託取引参加者を代理人として、前項第2号の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、クリアリング機構に預託していた当該取次委託者の取引証

拠金（直接預託に限る。）は、当該受託取引参加者となった者を代理人として、その他当社が必要と認める場合にはその認めた者を代理人としてクリアリング機構に預託したものとしてみなす。

7 本条の規定により建玉の移管が行われたときは、当該委託者又は当該取次委託者は、この準則その他当社又はクリアリング機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先の受託取引参加者、当社又はクリアリング機構に対して異議を申し立てることができない。

8 （略）

（委託者の建玉の移管に係る特例）

第27条の2 （略）

2 受託取引参加者は、前項の処理を行う場合には、あらかじめ他の受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者）の承諾を受けたうえで、当社の承認を得るものとする。

（違約時の建玉の移管に係る委託者の手続き）

第27条の4 委託者（業務規程第90条の5第1項各号に掲げる委託者を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、前条第1項に規定する通知を受けた場合において、違約時の建玉移管を希望するときは、当社が指定した他の受託取引参加者のうち一の者に違約時の建玉の移管について申し込み、当社が定める日時までにその承諾を受けなければならない。

2 （略）

（違約時の反対売買に係る委託者の手続き）

第27条の5 委託者は、第27条の3第1項に規定する通知を受けた場合において、建玉の転売又は買戻しを希望するときは、当社が定める日時までに、違約者にその旨を指示するものとする。

（苦情及び仲介の申出）

第33条 （略）

2 委託者は、受託取引参加者が行う商品市場における取引の受託に関して、前項の商品先物取引協会が取り扱う紛争以外の紛争の処理について、当社の紛争処理

拠金（直接預託に限る。）は、当該受託取引参加者となった者を代理人として、その他本所が必要と認める場合にはその認めた者を代理人としてクリアリング機構に預託したものとしてみなす。

7 本条の規定により建玉の移管が行われたときは、当該委託者又は当該取次委託者は、この準則その他本所又はクリアリング機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先の受託取引参加者、本所又はクリアリング機構に対して異議を申し立てることができない。

8 （略）

（委託者の建玉の移管に係る特例）

第27条の2 （略）

2 受託取引参加者は、前項の処理を行う場合には、あらかじめ他の受託取引参加者（当該受託取引参加者が非清算参加者である場合には、当該受託取引参加者及び指定清算参加者）の承諾を受けたうえで、本所の承認を得るものとする。

（違約時の建玉の移管に係る委託者の手続き）

第27条の4 委託者（業務規程第90条の5第1項各号に掲げる委託者を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、前条第1項に規定する通知を受けた場合において、違約時の建玉移管を希望するときは、当社が指定した他の受託取引参加者のうち一の者に違約時の建玉の移管について申し込み、本所が定める日時までにその承諾を受けなければならない。

2 （略）

（違約時の反対売買に係る委託者の手続き）

第27条の5 委託者は、第27条の3第1項に規定する通知を受けた場合において、建玉の転売又は買戻しを希望するときは、本所が定める日時までに、違約者にその旨を指示するものとする。

（苦情及び仲介の申出）

第33条 （略）

2 委託者は、受託取引参加者が行う商品市場における取引の受託に関して、前項の商品先物取引協会が取り扱う紛争以外の紛争の処理について、本所の紛争処理

規程の定めにより、当社にその仲介を申し出ることができる。

3 (略)

(取次者に対する市場管理に係る通知等)

第35条 受託取引参加者は、当社からの市場管理に係る通知又は指示を受けたときは、速やかにその取次者に通知しなければならない。

(取次者の遵守事項等)

第37条 (略)

2 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するに際して、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 取次者は、取次委託者に対して当社諸規則等の遵守を義務づけることとし、当社から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に関し必要な資料（業務規程第146条に規定する帳簿、書類又はその他の資料）を提出し、かつ、その説明を行い又は当社が当該取次者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件の監査を行うことに応じること

(2) ~ (5) (略)

3~8 (略)

9 第6項の規定により建玉の移管が行われたときは、当該取次委託者は、この準則その他当社又はクリアリング機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者等、当社又はクリアリング機構に対して異議を申し立てることができない。

(準則の解釈)

第39条 この準則の解釈について疑義が生じたときは、当社がその解釈を決定する。

(ギブアップの要件等)

第41条 委託者は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、当社が別に定める要件を満たした場合につき、付替先受託取引参加者の承諾（「テイクアップ申出」という。以下同じ。）があることを条件にこれを行うことができるものとする。

2 (略)

規程の定めにより、本所にその仲介を申し出ることができる。

3 (略)

(取次者に対する市場管理に係る通知等)

第35条 受託取引参加者は、本所からの市場管理に係る通知又は指示を受けたときは、速やかにその取次者に通知しなければならない。

(取次者の遵守事項等)

第37条 (略)

2 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するに際して、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 取次者は、取次委託者に対して本所諸規則等の遵守を義務づけることとし、本所から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に関し必要な資料（業務規程第146条に規定する帳簿、書類又はその他の資料）を提出し、かつ、その説明を行い又は本所が当該取次者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件の監査を行うことに応じること

(2) ~ (5) (略)

3~8 (略)

9 第6項の規定により建玉の移管が行われたときは、当該取次委託者は、この準則その他本所又はクリアリング機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託取引参加者等、本所又はクリアリング機構に対して異議を申し立てることができない。

(準則の解釈)

第39条 この準則の解釈について疑義が生じたときは、本所がその解釈を決定する。

(ギブアップの要件等)

第41条 委託者は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、本所が別に定める要件を満たした場合につき、付替先受託取引参加者の承諾（「テイクアップ申出」という。以下同じ。）があることを条件にこれを行うことができるものとする。

2 (略)

3 委託者が付替元受託取引参加者に委託して成立したギブアップに係る売買約定が、当社が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての委託者と付替元受託取引参加者との間の委託が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての委託者と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。

4 (略)

(取引参加者の自己の計算によるギブアップの要件等)

第42条 (略)

2 (略)

3 付替元取引参加者の自己の計算により成立した売買約定が、当社が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、あらたに発生した売買約定についての付替元取引参加者と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。この場合において、当該ギブアップにより発生した売買約定については、付替元取引参加者が付替先受託取引参加者に委託して成立した売買約定とみなす。

4 付替先取引参加者が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定が、当社が付替先取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての付替先取引参加者と付替元受託取引参加者との間の委託が終了するものとする。

5 (略)

(ギブアップの取消し)

第45条 委託者（付替元受託取引参加者の委託者と付替先受託取引参加者の委託者が異なる場合を含む。この条に限る。）は、付替元受託取引参加者及び付替先受託取引参加者が認めた場合であって、かつ、当社が認めた場合にあっては、業務規程に定めるギブアップの取消しを行うことができるものとする。

2・3 (略)

(遠隔地仲介取引参加者に係るギブアップの特例)

3 委託者が付替元受託取引参加者に委託して成立したギブアップに係る売買約定が、本所が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての委託者と付替元受託取引参加者との間の委託が終了し、同時にあらたに発生した売買約定についての委託者と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。

4 (略)

(取引参加者の自己の計算によるギブアップの要件等)

第42条 (略)

2 (略)

3 付替元取引参加者の自己の計算により成立した売買約定が、本所が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、あらたに発生した売買約定についての付替元取引参加者と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。この場合において、当該ギブアップにより発生した売買約定については、付替元取引参加者が付替先受託取引参加者に委託して成立した売買約定とみなす。

4 付替先取引参加者が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定が、本所が付替先取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての付替先取引参加者と付替元受託取引参加者との間の委託が終了するものとする。

5 (略)

(ギブアップの取消し)

第45条 委託者（付替元受託取引参加者の委託者と付替先受託取引参加者の委託者が異なる場合を含む。この条に限る。）は、付替元受託取引参加者及び付替先受託取引参加者が認めた場合であって、かつ、本所が認めた場合にあっては、業務規程に定めるギブアップの取消しを行うことができるものとする。

2・3 (略)

(遠隔地仲介取引参加者に係るギブアップの特例)

第46条 第40条から前条までの規定は、当社の業務規程に基づき、遠隔地仲介取引参加者及び海外顧客に適用する。

2 次の場合において必要な手続は、その都度当社が指示する。

(1)～(4) (略)

(電力の取引の制限等)

第47条 (略)

2 受託取引参加者が委託を受けた電力の取引について、インサイダー取引又はそのおそれがあると当社が認めた場合及び重要事実の公表が適切に行われていないと当社が認めた場合には、受託取引参加者は、当社の業務規程に基づく当社の指示により、委託者（取次者（この条において外国商品先物取引業者を含む。）並びに取次者に取引の委託の取次ぎを委託し、若しくは依頼し、又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを依頼した者を含む。以下この条において「委託者等」という。）に係る新規取引の受託を制限し、又は当該委託を受けた取引の全部若しくは一部を当該委託者等の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。

3・4 (略)

(ADPの委託)

第49条 委託者は、当社の業務規程に定めるADPの委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

2 ADPの成立については、当社が承認したものに限るものとする。

3 前各項に規定する場合のほか、ADPに関する必要な事項については、当社の業務規程及びクリアリング機構の業務方法書を準用する。

(EFP取引及びEFS取引による取引の委託)

第50条 委託者は、当社の業務規程に定めるEFP取引又はEFS取引に係る取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定

第46条 第40条から前条までの規定は、本所の業務規程に基づき、遠隔地仲介取引参加者及び海外顧客に適用する。

2 次の場合において必要な手續は、その都度本所が指示する。

(1)～(4) (略)

(電力の取引の制限等)

第47条 (略)

2 受託取引参加者が委託を受けた電力の取引について、インサイダー取引又はそのおそれがあると本所が認めた場合及び重要事実の公表が適切に行われていないと本所が認めた場合には、受託取引参加者は、本所の業務規程に基づく本所の指示により、委託者（取次者（この条において外国商品先物取引業者を含む。）並びに取次者に取引の委託の取次ぎを委託し、若しくは依頼し、又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを依頼した者を含む。以下この条において「委託者等」という。）に係る新規取引の受託を制限し、又は当該委託を受けた取引の全部若しくは一部を当該委託者等の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。

3・4 (略)

(ADPの委託)

第49条 委託者は、本所の業務規程に定めるADPの委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

2 ADPの成立については、本所が承認したものに限るものとする。

3 前各項に規定する場合のほか、ADPに関する必要な事項については、本所の業務規程及びクリアリング機構の業務方法書を準用する。

(EFP取引及びEFS取引による取引の委託)

第50条 委託者は、本所の業務規程に定めるEFP取引又はEFS取引に係る取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定

- める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。
- 2 EFP取引及びEFS取引の成立については、当社が承認したものに限るものとする。
- 3 委託者は、当社の指示に基づき受託取引参加者からEFP取引又はEFS取引に係る書類等（現物取引及び現物取引の売買契約に付随するスワップ取引に係る書類を含む。）の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 前各項に規定する場合のほか、EFP取引及びEFS取引に関する必要な事項については、当社の業務規程を準用する。

第12章 削除

第51条 削除

- （立会外取引による取引の委託）
- 第52条 委託者は、当社の業務規程に定める立会外取引に係る取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。
- 2 立会外取引の成立については、当社が承認したものに限るものとする。
- 3 委託者は、当社の指示に基づき受託取引参加者から立会外取引に係る書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

- 2 EFP取引及びEFS取引の成立については、本所が承認したものに限るものとする。
- 3 委託者は、本所の指示に基づき受託取引参加者からEFP取引又はEFS取引に係る書類等（現物取引及び現物取引の売買契約に付随するスワップ取引に係る書類を含む。）の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 前各項に規定する場合のほか、EFP取引及びEFS取引に関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。

第12章 EFF取引の特例

(EFF取引による取引の委託)

- 第51条 委託者は、本所の業務規程に定めるEFF取引に係る取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。
- 2 EFF取引の成立については、本所が承認したものに限るものとする。
- 3 委託者は、本所の指示に基づき受託取引参加者からEFF取引に係る書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 前各項に規定する場合のほか、EFF取引に関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。

(立会外取引による取引の委託)

- 第52条 委託者は、本所の業務規程に定める立会外取引に係る取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。
- 2 立会外取引の成立については、本所が承認したものに限るものとする。
- 3 委託者は、本所の指示に基づき受託取引参加者から立会外取引に係る書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

4 前各項に規定する場合のほか、立会外取引に関する必要な事項については、当社の業務規程を準用する。

(売買約定の取消しの効果等)

第53条 当社が業務規程第97条及び第98条に基づき売買約定を取消したときは、当該取消された売買約定に係る委託者と受託取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。

2 委託者は、当社が業務規程第97条及び第98条に基づき売買約定を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある売買注文を発注した取引参加者及び取引を委託した受託取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある売買注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。

3 委託者は、当社が業務規程第97条及び第98条に基づき売買約定を取消したこと又は取消さないことにより損害を受けることがあっても、当社に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当社に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。

(特定会員による証拠金等の一体管理)

第58条 特定会員（金融商品取引法の一部を改正する法律（平成24年法律第86号。以下「金融商品取引法改正法」という。）附則第4条に定める特定会員をいう。以下同じ。）である受託取引参加者（清算参加者である場合に限る。）は、当社の開設する商品市場における取引に係る口座及び株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」という。）の開設する取引所金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第8項第1号に定める取引をいう。以下同じ。）に係る口座（商品関連市場デリバティブ取引以外の取引が行われないよう適切な措置が講じられている口座に限る。）を設定した委託者を対象に、証拠金等の一体管理（当社が別に定める取扱いをいう。）を行うことができる。

2 前項の取扱いについて必要な事項は、当社が別に定める。

4 前各項に規定する場合のほか、立会外取引に関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。

(売買約定の取消しの効果等)

第53条 本所が業務規程第97条及び第98条に基づき売買約定を取消したときは、当該取消された売買約定に係る委託者と受託取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。

2 委託者は、本所が業務規程第97条及び第98条に基づき売買約定を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある売買注文を発注した取引参加者及び取引を委託した受託取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある売買注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。

3 委託者は、本所が業務規程第97条及び第98条に基づき売買約定を取消したこと又は取消さないことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、本所に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。

(特定会員による証拠金等の一体管理)

第58条 特定会員（金融商品取引法の一部を改正する法律（平成24年法律第86号。以下「金融商品取引法改正法」という。）附則第4条に定める特定会員をいう。以下同じ。）である受託取引参加者（清算参加者である場合に限る。）は、本所の開設する商品市場における取引に係る口座及び株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」という。）の開設する取引所金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第8項第1号に定める取引をいう。以下同じ。）に係る口座（商品関連市場デリバティブ取引以外の取引が行われないよう適切な措置が講じられている口座に限る。）を設定した委託者を対象に、証拠金等の一体管理（本所が別に定める取扱いをいう。）を行うことができる。

2 前項の取扱いについて必要な事項は、本所が別に定める。

附　　則

この改正規定は、令和4年1月31日又
は商品先物取引法（昭和25年法律第23
9号）第156条第1項の認可を受けた日
のいずれか遅い日から施行する。

市場取引監視委員会規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(組織、委員の委嘱等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 在任中の委員は、上場商品構成品等 (商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」という。)第15条第1項第1号に規定する上場商品構成品等をいう。)の取引に関する事業者団体と関係を持ち、又は商品市場における取引等(商品清算取引を除く。)の委託を受けること又は商品市場における取引を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、又は当該企業に投資することができない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(組織、委員の委嘱等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 在任中の委員は、上場商品構成物品等 (商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」という。)第15条第1項第1号に規定する上場商品構成物品等をいう。)の取引に関する事業者団体と関係を持ち、又は商品市場における取引等(商品清算取引を除く。)の委託を受けること又は商品市場における取引を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、又は当該企業に投資することができない。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>この改正規定は、令和4年1月31日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	

自主規制委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(諮問事項)</p> <p>第2条 自主規制委員会は、次に掲げる事項のうちの重要な事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取引参加者の資格の審査（新規及び変更（業務規程<u>第115条</u>第4項に定める変更を除く。））</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>自主規制業務に関する定款、業務規程</u>その他の規則の作成、変更及び廃止 (削る)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。</p>	<p>(諮問事項)</p> <p>第2条 自主規制委員会は、次に掲げる事項のうちの重要な事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取引参加者の資格の審査（新規、<u>追加</u>及び変更（業務規程<u>第96条</u>第4項に定める変更を除く。））<u>に関する事項</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>第1号に係る定款、業務規程</u>その他の規則の作成、変更及び廃止<u>の業務</u></p> <p><u>(5) 取引参加者の資格の付与に関する基準の作成及び改廃</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本規程は、業務規程第3条 <u>第11項</u> に基づき、当社の商品市場において成立した取引に係る清算及び決済に関して必要な事項を定める。 附 則 この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。	(目的) 第1条 本規程は、業務規程第3条 <u>第12項</u> に基づき、当社の商品市場において成立した取引に係る清算及び決済に関して必要な事項を定める。

取引参加料等に関する細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は、業務規程第3条第<u>10項</u>及び第138条第1項の規定に基づき、取引参加料等（取引資格取得料、取引参加料及びその他本細則に定める手数料をいう。以下同じ。）及び取引参加者保証金に関し必要な事項を定める。</p> <p>（取引資格取得料）</p> <p>第2条 業務規程第111条（同第<u>114条の2第4項において準用する場合を含む。</u>）に規定する取引資格取得料の額は、1商品市場ごとに100万円とする。</p> <p>（取引参加料）</p> <p>第3条 業務規程第133条に規定する取引参加料の種類及び額は、次の各号に定める種類及び額とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）売買約定に係る定率参加料 イ（略） ロ 中京石油市場 ガソリン及び灯油 売又は買1枚 につき 20円</p> <p>（取引資格取得料の納入）</p> <p>第7条 取引資格取得料は、当社の請求に基づき、<u>取引資格の取得の承認を受けた日又は追加取得（取引資格を有しない市場の上場商品構成品に係る取引資格を追加取得する場合に限る。）の届出が受理された日から30日以内（当社が特に必要と認めた場合は、当社が指定する期間内）に、当社が指定する方法により納入するものとする。</u></p> <p>（取引参加者保証金）</p> <p>第11条 業務規程第138条に規定する取引参加者保証金の額は、次の各号に掲げる事業年度の区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）（略） （2）新たに取引資格を取得（業務規程第114条に規定する取引資格の追</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は、業務規程第3条第<u>11項</u>及び第138条第1項の規定に基づき、取引参加料等（取引資格取得料、取引参加料及びその他本細則に定める手数料をいう。以下同じ。）及び取引参加者保証金に関し必要な事項を定める。</p> <p>（取引資格取得料）</p> <p>第2条 業務規程第111条に規定する取引資格取得料の額は、1商品市場ごとに100万円とする。</p> <p>（取引参加料）</p> <p>第3条 業務規程第133条に規定する取引参加料の種類及び額は、次の各号に定める種類及び額とする。</p> <p>（1）（略） （2）売買約定に係る定率参加料 イ（略） ロ 中京石油市場 （イ） ガソリン 売又は買1枚に つき 20円 （ロ） 灯油 売又は買1枚に つき 20円</p> <p>（取引資格取得料の納入）</p> <p>第7条 取引資格取得料は、当社の請求に基づき、<u>取引資格の取得又は追加取得の承認を受けた日から30日以内（当社が特に必要と認めた場合は、当社が指定する期間内）に、当社が指定する方法により納入するものとする。</u></p> <p>（取引参加者保証金）</p> <p>第11条 業務規程第138条に規定する取引参加者保証金の額は、次の各号に掲げる事業年度の区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）（略） （2）新たに取引資格を取得（業務規程第114条に規定する取引資格の追</p>

加を含む。以下同じ。) した場合及び取引資格の一部を喪失した場合における当該取得日又は喪失日の属する事業年度

当該取引参加者の取引実績及び見込みを勘案のうえ、当社がその都度定める額。ただし、当社は、当該取引参加者が取引資格を取得した後、当該取引参加者の取引の実態に照らして、取引参加者保証金の額が明らかに不十分であると認められるときは、これを変更することができる。

2・3 (略)

附 則
この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。

加を含む。) した場合及び取引資格の一部を喪失した場合における当該取得日又は喪失日の属する事業年度

当該取引参加者の取引実績及び見込みを勘案のうえ、当社がその都度定める額。ただし、当社は、当該取引資格を付与した後、当該取引参加者の取引の実態に照らして、取引参加者保証金の額が明らかに不十分であると認められるときは、これを変更することができる。

2・3 (略)

システム売買実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条第2項の規定に基づき、取引の締結に関し必要な事項を定める。	(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条第2項の規定に基づき、取引の締結に関し必要な事項について規定する。
(売買注文の発注等) 第6条 (略) 2~4 (略) (削る)	(売買注文の発注等) 第6条 (略) 2~4 (略) <u>5 別表2に定めるエネルギー市場（電力を除く。）及び中京石油市場のSCOの発注は、当月限納会日（現金決済先物取引にあっては取引最終日とする。以下同じ。）の前計算区域まで行うことができるものとする。</u>
<u>5 (略)</u> <u>6 (略)</u>	<u>6 (略)</u> <u>7 (略)</u>
(立会の一時中断) 第15条 業務規程第10条に規定する売買管理上立会を継続して行うことが適当でないと認めるときとは、次の各号に定めるところによるものとし、一時中断できる立会は当該各号に定めるところによるものとする。 (1)・(2) (略) (3) ザラバ取引の中心限月取引（上場商品構成品の限月取引のうち、流動性が最も集中しているものとして当社が指定する限月取引をいう。以下同じ。）において、売注文が前条第1項の規定により定める下限の値段で行われた場合又は買注文が前条第1項の規定により定める上限の値段で行われた場合その他当社が必要と認める場合 当該中心限月取引と同一上場商品構成品の立会 (4) (略) 2~4 (略)	(立会の一時中断) 第15条 業務規程第10条に規定する売買管理上立会を継続して行うことが適當でないと認めるときとは、次の各号に定めるところによるものとし、一時中断できる立会は当該各号に定めるところによるものとする。 (1)・(2) (略) (3) ザラバ取引の中心限月取引（上場商品構成品が当該中心限月取引と同一の先物取引の限月取引のうち、流動性が最も集中しているものとして当社が指定する限月取引をいう。以下同じ。）において、売注文が前条第1項の規定により定める下限の値段で行われた場合又は買注文が前条第1項の規定により定める上限の値段で行われた場合その他当社が必要と認める場合 当該中心限月取引と同一上場商品構成品の立会 (4) 略 2~4 (略)
(委託区分訂正) 第16条 取引参加者は、業務規程第20条、第27条及び第28条の規定により成立した売買約定の全部又は一部について、委託区分の訂正を当社に対し行うことができる。	(委託区分訂正) 第16条 業務規程第25条に規定する委託区分の訂正は、原則として、対象となる売買約定が成立した計算区域の翌計算区域の午後1時までに、当社に申し出ることにより行うものとする。ただし、当該申出を行うことが不可能又は困難である

- 2 前項に規定する委託区分の訂正は、原則として、対象となる売買約定が成立した計算区域の翌計算区域の午後1時までに、当社に申し出ることにより行うものとする。ただし、当該申出を行うことが不可能又は困難である場合であって、当社が適当と認めた場合には、当社がその都度指定する日時まで申出を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当月限納会日における当月限の売買約定については、当月限納会日が属する計算区域の翌計算区域を超えない当社の指定する日時まで委託区分訂正の申出を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。ただし、改正後の別表4の規定は、令和4年4月4日から施行する。
- 2 改正後の別表4の規定は、令和4年4月4日に開始する夜間立会から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表4の改正は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年4月4日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行し、当該当社が定める日に開始する夜間立会から適用する。

別表2（第6条及び第7条関係）

イ 次の商品にあっては、商品Aのn限月（nは月）と商品Bのn-1限月の組み合わせとする。

	商品A	商品B	取引単位
(略)			

ロ (略)

別表3（第12条関係）
即時約定可能値幅

る場合であって、当社が適当と認めた場合には、当社が定めた日時まで申出を行うことができるものとする。

(新設)

- 2 当月限の売買約定について、取引参加者は、当月限納会日が属する計算区域の翌計算区域以降は、委託区分訂正の申出を行うことができないものとする。

別表2（第6条及び第7条関係）

エネルギー市場及び中京石油市場

イ 次の商品にあっては、商品Bの新甫発会日から商品Aの当月限納会日の前計算区域までの間において、商品Aのn限月（nは月）と商品Bのn-1限月の組み合わせとする。

	商品A	商品B	取引単位
(略)			

ロ (略)

別表3（第12条関係）
即時約定可能値幅

		寄付板 合わせ	ザラバ	引板合 わせ
エ ネ ル ギ	ガソリン	3, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
	灯油			
	軽油			
	原油			
一 市 場	東エリア・ ベースロード電力	6. 0 0 円	2. 0 0 円	4. 0 0 円
	西エリア・ ベースロード電力			
	東エリア・ 日中ロード電力			
	西エリア・ 日中ロード電力			
中 京 石 油 市 場	ガソリン	3, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
	灯油			

別表4（第14条関係）

1. サーキットブレーカー幅等

		通常時	第一次 拡大時	第二次 拡大時
エ ネ ル ギ 一 市 場	ガソリン	基準値段 の 30 %	基準値段 の 45 %	基準値段 の 60 %
	灯油			
	軽油			
	原油			
(略)				
中 京 石 油 市 場	ガソリン	基準値段 の 30 %	基準値段 の 45 %	基準値段 の 60 %
	灯油			
2. (略)				

		寄付板 合わせ	ザラバ	引板合 わせ
エ ネ ル ギ 一 市 場	ガソリン	上下 3, 0 0 0 円	上下 1, 0 0 0 円	上下 2, 0 0 0 円
	灯油			
	軽油			
	原油			
中 京 石 油 市 場	東エリア・ ベースロード電力	上下 6. 0 0 円	上下 2. 0 0 円	上下 4. 0 0 円
	西エリア・ ベースロード電力			
	東エリア・ 日中ロード電力			
	西エリア・ 日中ロード電力			
中 京 石 油 市 場	ガソリン	上下 3, 0 0 0 円	上下 1, 0 0 0 円	上下 2, 0 0 0 円
	灯油			

別表4（第14条関係）

1. サーキットブレーカー幅等

		通常時	第一次 拡大時	第二次 拡大時
エ ネ ル ギ 一 市 場	ガソリン	1 0 , 0 0 0 円	原則拡 大しな い	原則拡 大しな い
	灯油			
	軽油			
	原油			
(略)				
中 京 石 油 市 場	ガソリン	1 0 , 0 0 0 円	原則拡 大しな い	原則拡 大しな い
	灯油			
2. (略)				

ギブアップ細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は、業務規程第3条第3項の規定に基づき、ギブアップに関し必要な事項を定める。</p> <p>(<u>テイクアップの申出及びテイクアップ拒否の申出の申出時限</u>)</p> <p>第4条 業務規程第30条第1項のギブアップ細則に定める時限とは、<u>テイクアップ申出及びテイクアップ拒否の申出</u>の対象となる売買約定が成立した計算区域の日中立会終了後の午後5時45分までとする。</p> <p>(<u>ギブアップ申出並びにテイクアップ申出及びテイクアップ拒否の申出の特例の申出時限</u>)</p> <p>第5条 業務規程第31条第1項のギブアップ細則に定める時限とは、<u>ギブアップ申出並びにテイクアップ申出及びテイクアップ拒否の申出</u>の対象となる売買約定が成立した計算区域の3営業日後の午後5時30分までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当月限の売買約定の<u>ギブアップ申出並びにテイクアップ申出及びテイクアップ拒否の申出</u>については、当月限納会日（現金決済先物取引にあっては取引最終日という。以下同じ。）の翌営業日の午後4時45分までとする。</p> <p>(ギブアップの取消しの申出時限)</p> <p>第6条 業務規程第32条第1項のギブアップ細則に定める時限とは、<u>ギブアップ申出等（ギブアップ申出及びテイクアップ申出をいう。）</u>の取消しの対象となる売買約定が成立した計算区域の3営業日後の午後5時30分までとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は、業務規程第3条第3項の規定に基づき、ギブアップに関し必要な事項について規定する。</p> <p>(<u>テイクアップの申出時限</u>)</p> <p>第4条 業務規程第30条第1項のギブアップ細則に定める時限とは、<u>テイクアップ申出</u>の対象となる売買約定が成立した計算区域の日中立会終了後の午後5時45分までとする。</p> <p>(<u>ギブアップ申出及びテイクアップ申出の特例の申出時限</u>)</p> <p>第5条 業務規程第31条第1項のギブアップ細則に定める時限とは、<u>ギブアップ申出等（ギブアップ申出及びテイクアップ申出をいう。以下同じ。）</u>の対象となる売買約定が成立した計算区域の3営業日後の午後5時30分までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当月限の売買約定の<u>ギブアップ申出等</u>については、当月限納会日（現金決済先物取引にあっては取引最終日という。以下同じ。）の翌営業日の午後4時45分までとする。</p> <p>(ギブアップの取消しの申出時限)</p> <p>第6条 業務規程第32条第1項のギブアップ細則に定める時限とは、<u>ギブアップ申出等の取消し</u>の対象となる売買約定が成立した計算区域の3営業日後の午後5時30分までとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>附　　則</p> <p>この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。</p>	

立会外取引実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は、業務規程第3条第4項の規定に基づき、立会外取引に関し必要な事項を定める。</p> <p>(申出価格)</p> <p>第2条 立会外取引の申出価格は、次の各号に掲げる算定式の範囲内（求められた範囲の下限が呼値の単位未満となる場合にあっては、呼値の単位の最小値）において、当事者間で合意した価格とする。</p> <p>(1) エネルギー市場（次号に掲げるものを除く。）及び中京石油市場 $X \pm (Y \times 6.0\%)$</p> <p>(2) (略)</p> <p>X：個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</p> <p>Y：直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(申出時の明示事項)</p> <p>第5条の2 取引参加者は、立会外取引の申出を行う場合にあっては、上場商品構成品、限月、数量、申出価格、委託区分（自己委託の別。以下同じ。）その他当</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は、業務規程第3条第4項の規定に基づき、立会外取引に関し必要な事項について規定する。</p> <p>(申出価格)</p> <p>第2条 立会外取引の申出価格は、次の各号に掲げる算定式の範囲内（求められた範囲の下限が呼値の単位未満となる場合にあっては、呼値の単位の最小値）において、当事者間で合意した価格とする。</p> <p>(1) エネルギー市場（次号に掲げるものを除く。）及び中京石油市場 $X \pm (Y \times 3.2\%)$</p> <p>(2) (略)</p> <p>X：個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</p> <p>Y：直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</p> <p>2 (略)</p> <p>(一時中断)</p> <p>第3条の2 業務規程第10条の規定に基づき、システム売買実施細則第15条第1項第3号の定めるところにより立会の一時中断を行う場合、当該立会の一時中断を行う間、当該立会の一時中断を行う上場商品構成品（電力にあっては、業務規程第14条に規定する現金決済先物取引の対象。）に係る立会外取引を一時中断する。</p> <p>(新設)</p>

社が別に定める事項を当社に対し明らかにしなければならない。

(売買約定の取消し)

第6条 業務規程第35条第4項に規定する当社が立会外取引を適当でないと認めるときとは、申出価格が第2条各項のいづれにも該当しないとき、申出対象限月が第4条に該当しないときその他当社が適当でないと認めたときをいう。

2 (略)

(委託区分訂正)

第6条の2 取引参加者は、業務規程第35条の規定により成立した売買約定の全部又は一部について、委託区分の訂正を当社に対し行うことができる。

2 前項に規定する委託区分の訂正は、原則として、対象となる立会外取引が成立した計算区域の翌計算区域の午後1時までに、当社に申し出ることにより行うものとする。ただし、当該申出を行うことが不可能又は困難である場合であって、当社が適当と認めた場合には、当社がその都度指定する日時まで申出を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当月限納会日における当月限の売買約定については、当月限納会日が属する計算区域の翌計算区域を超えない当社の指定する日時まで委託区分訂正の申出を行うことができるものとする。

(過誤訂正等のための取引)

第6条の3 (略)

附 則

- 1 この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定は、令和4年4月4日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和4年4月4日の午前8時20分以降の申出から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、改正後の第2条の規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年4月4日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行

(申出及び取消し等)

第6条 業務規程第35条第4項に規定する立会外取引を適当でないと認めるときは、申出価格が第2条各項のいづれにも該当しないとき、申出対象限月が第4条に該当しないときその他当社が適当でないと認めたときをいう。

2 (略)

(新設)

(過誤訂正等のための取引)

第6条の2 (略)

し、当該当社が定める日の午前8時20分以降の申出から適用する。

EFP取引及びEFS取引実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は、業務規程第3条第5項の規定に基づき、EFP取引及びEFS取引に関し必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は業務規程第3条第6項の規定に基づき、EFP取引及びEFS取引に関し、必要な事項について規定する。</p>
<p>(申出価格)</p> <p>第5条の2 申出価格は、次の各号に掲げる算定式の範囲内（求められた範囲の下限が呼値の単位未満となる場合にあっては、呼値の単位の最小値）において、当事者間で合意した価格とする。</p> <p>(1) エネルギー市場（次号に掲げるものを除く。）及び中京石油市場 $X \pm (Y \times 60\%)$</p> <p>(2) (略)</p> <p>X：個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</p> <p>Y：直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(申出対象限月等)</p> <p>第6条の2 EFP取引及びEFS取引の申出を行うことができる限月は、業務規程第17条第1項及び第2項に定める限月とする。ただし、当月限については、</p>	<p>(申出価格)</p> <p>第5条の2 申出価格は、次の各号に掲げる算定式の範囲内（求められた範囲の下限が呼値の単位未満となる場合にあっては、呼値の単位の最小値）において、当事者間で合意した価格とする。</p> <p>(1) エネルギー市場（次号に掲げるものを除く。）及び中京石油市場 $X \pm (Y \times 32\%)$</p> <p>(2) (略)</p> <p>X：個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</p> <p>Y：直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</p> <p>2 (略)</p> <p>(一時中断)</p> <p>第6条の2 業務規程第10条の規定に基づき、システム売買実施細則第15条第1項第3号の定めるところにより立会の一時中断を行う場合、当該立会の一時中断を行う間、当該立会の一時中断を行う上場商品構成品（電力にあっては、業務規程第14条に規定する現金決済先物取引の対象。）に係るEFP取引及びEFS取引を一時中断する。</p> <p>(申出対象限月等)</p> <p>第6条の3 EFP取引及びEFS取引の申出を行うことができる限月は、業務規程第17条第1項及び第2項に定める限月とする。ただし、当月限については、</p>

当月限納会日（現金決済先物取引にあつては取引最終日とする。以下同じ。）から起算して5営業日前に当たる日の夜間立会以降の新規に売買約定を成立させる取引の申出及び納会日の前々営業日の夜間立会以降の転売又は買戻しにより売買約定を結了させる取引の申出を除く。

(申出時の明示事項)

第7条の2 取引参加者は、EFP取引及びEFS取引の申出を行う場合にあっては、上場商品構成品、限月、数量、申出価格、委託区分（自己委託の別。以下同じ。）その他当社が別に定める事項を当社に対し明らかにしなければならない。

(委託区分訂正)

第7条の3 取引参加者は、業務規程第38条の規定により成立した売買約定の全部又は一部について、委託区分の訂正を当社に対し行うことができる。

2 前項に規定する委託区分の訂正は、原則として、対象となるEFP取引及びEFS取引が成立した計算区域の翌計算区域の午後1時までに、当社に申し出ることにより行うものとする。ただし、当該申出を行うことが不可能又は困難である場合であって、当社が適当と認めた場合には、当社がその都度指定する目時まで申出を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当月限納会日における当月限の売買約定については、当月限納会日が属する計算区域の翌計算区域を超えない当社の指定する日時まで委託区分訂正の申出を行うことができるものとする。

(過誤訂正等のための取引)

第7条の4 (略)

当月限納会日（現金決済先物取引にあつては当月限取引最終日）から起算して5営業日前に当たる日の夜間立会以降の新規に売買約定を成立させる取引の申出及び納会日の前々営業日の夜間立会以降の転売又は買戻しにより売買約定を結了させる取引の申出を除く。

(新設)

(新設)

(過誤訂正等のための取引)

第7条の2 (略)

附 則

1 この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。ただし、改正後の第5条の2の規定は、令和4年4月4日から施行する。

2 改正後の第5条の2の規定は、令和4年4月4日の午前8時20分以降の申出から適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、改正後の第5条の2の規定は、売買システムの稼

働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年4月4日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行し、当該当社が定める日の午前8時20分以降の申出から適用する。

エネルギー最終決済価格決定細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第6項</u> の規定に基づき、エネルギーの現金決済先物取引の最終決済価格の決定に関し必要な事項 <u>を定める。</u>	(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第7項</u> の規定に基づき、エネルギーの現金決済先物取引の最終決済価格の決定に関し必要な事項 <u>について規定する。</u>
附 則 この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。	

エネルギー受渡細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第7項</u> の規定に基づき、エネルギー市場の受渡しに <u>関し必要な事項を定める。</u> 附 則 この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。	(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第8項</u> の規定に基づき、エネルギー市場の受渡しに <u>関し必要な事項について規定する。</u>

中京石油受渡細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第7項</u> の規定に基づき、中京石油市場の受渡しに関し必要な事項 <u>を定める</u> 。 附 則 この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。	(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第8項</u> の規定に基づき、中京石油市場の受渡しに関し必要な事項 <u>について規定する</u> 。

A D P 実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本細則は、 <u>業務規程第3条第7項</u> の規定に基づき、A D Pに関し <u>必要な事項を定める。</u> 附 則 この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。	(目的) 第1条 本細則は業務規程第3条 <u>第8項</u> の規定に基づき、A D Pに関し、 <u>必要な事項について規定する。</u>

取引参加者に関する施行細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は、業務規程第3条<u>第8項</u>の規定に基づき、取引参加者に関し必要な事項について定める。</p> <p>(取引資格追加取得<u>届出</u>)</p> <p>第6条 業務規程第114条第1項に規定する<u>届出</u>は、取引資格追加取得<u>届出書</u>により行うものとする。</p> <p>2 業務規程第114条<u>第2項</u>に規定する同<u>第104条第1号</u>に掲げる要件を備える旨の誓約書及び当該要件を備えることを証する書面は、第4条<u>第1号</u>の規定を準用する。</p> <p>(取引資格の追加取得手続)</p> <p><u>第6条の2 業務規程第114条の2第1項第3号</u>に規定する取引資格の追加取得手續は、当社が必要と認めて指示する手續とする。</p> <p>(取引参加者の地位の承継)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 業務規程第127条第4項及び第5項に規定する承継した法人が行う業務規程第108条の規定に基づく取引資格の取得申請、第114条第1項の規定に基づく取引資格の追加取得<u>届出</u>又は第115条第1項の規定に基づく取引参加者の種類の変更申請の添付書類は、第4条第6号口及びニ、第7号口及びニ又は第8号イ及びハ並びに当社が必要に応じ、その都度、指示するものとする。</p> <p>(取引資格の審査等に関する基準)</p> <p>第21条 業務規程第109条の規定に基づく取引資格取得申請者及び第115条第2項の規定に基づく取引参加者の種類変更申請者（以下「申請者」という。）の取引資格の資格審査は、次の各号に掲げる事項を基準として行うものとする。ただし、申請者が当社市場で直接取引を行わない場合には、第1号から第5号までに掲げる事項を基準として審査を行う。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本細則は、業務規程第3条<u>第9項</u>の規定に基づき、取引参加者に関し必要な事項について定める。</p> <p>(取引資格追加取得<u>申請</u>)</p> <p>第6条 業務規程第114条第1項に規定する<u>申請</u>は、取引資格追加取得<u>申請書</u>により行うものとする。</p> <p>2 業務規程第114条<u>第1項第1号</u>に規定する同<u>第104条</u>に掲げる要件を備える旨の誓約書及び当該要件を備えることを証する書面は、第4条<u>第1号から第5号までの規定</u>を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取引参加者の地位の承継)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 業務規程第127条第4項及び第5項に規定する承継した法人が行う業務規程第108条又は第114条第1項に基づく取引資格の取得申請又は第115条第1項の規定に基づき取引参加者の種類の変更申請の添付書類は、第4条第6号口及びニ、第7号口及びニ又は第8号イ及びハ並びに当社が必要に応じ、その都度、指示するものとする。</p> <p>(取引資格の審査等に関する基準)</p> <p>第21条 業務規程第109条及び第114条第2項の規定に基づく取引資格取得申請者並びに第115条第2項の規定に基づく取引参加者の種類変更申請者（以下「申請者」という。）の取引資格の資格審査は、次の各号に掲げる事項を基準として行うものとする。ただし、申請者が当社市場で直接取引を行わない場合には、第1号から第5号に掲げる事項を基準として審査を行う。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p>

附 則

この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。

別表（様式）

条項	申請書等	様式
(略)		
第6条第1項	取引資格追加取得届出書	様式09
(略)		

別表（様式）

条項	申請書等	様式
(略)		
第6条第1項	取引資格追加取得申請書	様式09
(略)		

ストップロス取引実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第12項</u> の規定に基づき、ストップロス取引に 関し必要な事項を定める。 附 則 この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。	(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第13項</u> の規定に基づき、ストップロス取引に 関し必要な事項について規定する。

取引参加者に対する監査に関する細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本細則は、株式会社東京商品取引所（以下「当社」という。）の業務規程第3条 <u>第13項</u> の規定に基づき、取引参加者に対する監査に関し必要な事項を定める。 2 (略) 附 則 この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。	(目的) 第1条 本細則は、株式会社東京商品取引所（以下「当社」という。）の業務規程第3条 <u>第14項</u> の規定に基づき、取引参加者に対する監査に関し必要な事項を定める。 2 (略)

電力におけるインサイダー規制に関する細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第14項</u> の規定に基づき、電力におけるインサイダー規制に関し必要な事項 <u>を定める。</u>	(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第15項</u> の規定に基づき、電力におけるインサイダー規制に関し必要な事項 <u>について規定する。</u>
附 則 この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。	

エネルギー市場ヘッジ玉取扱要領の一部改正新旧対照表

新	旧
(受渡し) 第7条 (略) 2 (略) 3 軽油の受渡しにあっては、エネルギー市場管理細則第6条及び本細則第5条の規定に基づき、ヘッジ玉の承認を受けた者であっても、エネルギー受渡細則 <u>第5条第1項及び第2項</u> に規定する軽油の受渡しに係る上限数量を超える受渡しを行うことはできない。 附 則 この改正規定は、令和4年1月31日から施行する。	(受渡し) 第7条 (略) 2 (略) 3 軽油の受渡しにあっては、エネルギー市場管理細則第6条及び本細則第5条の規定に基づき、ヘッジ玉の承認を受けた者であっても、エネルギー受渡細則 <u>第4条</u> に規定する軽油の受渡しに係る上限数量を超える受渡しを行うことはできない。

E F F 取引実施細則を廃止する規則

第1条 次に掲げる規則を廃止する。

E F F 取引実施細則

附 則

この規則は、令和4年1月31日から施行する。